

# ○嘱託手当規程

平成 23 年 10 月 1 日

平成 23 年度規程第 27 号

一部改正 平成 24 年 6 月 13 日平成 24 年度規程第 10 号

一部改正 平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年度規程第 5 号

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 57 号

一部改正 2021 年 12 月 31 日 2021 年度規程第 19 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の嘱託の手当に関する事項について定めることを目的とする。

(嘱託の手当)

**第 2 条** 嘱託の手当は、個人の専門能力、経験、委嘱する業務の複雑、困難及び責任の度合い等を勘案し、月額 50,000 円を超えない範囲で別に定める額とする。

2 理事長は、前項の規定による嘱託の手当の額によりがたいと認める場合においては、これと異なる額を定めることができる。

(嘱託手当の支給)

**第 3 条** 嘱託の手当は、その月の分を翌月 20 日、その月額を支給する。ただし、支給日が嘱託就業規則（平成 15 年度規程第 10 号。以下「嘱託就業規則」という。）第 3 条で準用する就業規則（平成 15 年度規程第 8 号。以下「就業規則」という。）第 6 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 手当は、嘱託の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。

3 法令等に基づき嘱託の手当から控除すべきものがある場合には、その嘱託に支払うべき手当からその額を控除して支払うものとする。

(雑則)

**第 4 条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

## 附則（平成 24 年 6 月 13 日平成 24 年度規程第 10 号）

1 この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

2 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間においては、第 2 条中の「50,000 円」とあるのは「45,200 円」とする。

**附則（平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年度規程第 5 号）**

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

**附則（平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 57 号）**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附則（2021 年 12 月 31 日 2021 年度規程第 19 号）**

この規程は、2022 年 1 月 1 日から施行する。